

韓国知的財産ニュース 2019年7月後期

(No. 395)

発行年月日：2019年8月2日

発行：ジェトロソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、7月16日から31日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 特許法一部改正法律案

関係機関の動き

- 2-1 「2019大田国際IPフェスティバル」開催！
- 2-2 特許庁、WIPOと共同で国際出願総合説明会開催
- 2-3 特許庁・中小企業中央会、中小企業のIP競争力強化に向けた業務協約締結
- 2-4 海外市場進出の橋頭堡、PCT国際出願活発
- 2-5 特許審判院、主要事件の審決文および要旨を速報サービスで提供
- 2-6 特許庁、2019青少年発明フェスティバル開催(7月25日～27日、KINTEX)
- 2-7 特許庁、「Start-up、Start IPキャンペーン」業務協約締結
- 2-8 特許庁 - 調達庁、イノベーション志向の公共調達の円滑な推進に向けた業務協約締結

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 特許庁、有名マスクパックの偽造商品大規模製造・流通業者取り締まる
- 3-2 特許庁、3ヵ月間の取り締まりでオンライン模倣品54,000件余りを販売中止措置へ、4,189億ウォン相当の消費者被害予防効果！

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 外国人の商標出願、持続的に増加している！

その他一般

- 5-1 統合プラットフォームで進化する車両の計器盤
- 5-2 夏のキャンプ、ロマンに特許をプラス！
- 5-3 金属 3D プリンティング特許出願、2013 年比約 7 倍増加

法律、制度関連

1-1 特許法一部改正法律案

議案情報システム (2019. 7. 22)

特許法一部改正法律案

議案番号：21573

提案日：2019 年 7 月 22 日

提案者：自由韓国党 イ・ジョンベ（李鍾培）議員外 10 人

<提案理由および主要内容>

知的財産権紛争は、権利所有者とその権利を使用しようとする者の利害関係に及ぼす影響が大きいため、迅速に解決される必要がある。

しかし、韓国の審判官の 1 人当たりの処理件数は外国に比べて過度に多いため、審判処理期間が長期化されているのが現状であり、審判処理期間を短縮するためには審判官を支援して審判事件に対する調査・研究業務を行う審判研究官制度を置く必要がある。

これを受けて、特許審判院に審判研究官を置くように根拠規定を設けるためである（案第 132 条の 16 第 3 項新設）。

法律 第 号

特許法一部改正法律案

特許法の一部を次のとおり改正する。

第 132 条の 16 第 3 項を第 4 項にし、同条に第 3 項を次のとおり新設する。

③特許審判院に第1項に基づく調査・研究とその他の事務を担当する審判研究官を置く。

附則

この法は公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

関係機関の動き

2-1 「2019 大田国際 IP フェスティバル」開催！

韓国特許庁 (2019. 7. 16)

7月16日、大田コンベンション・センターで「2019 大田国際 IP フェスティバル」開催

特許庁は、大田広域市と共同で7月16日、DCC 大田コンベンション・センター（大田広域市儒城区）で、「Innovation Growth with Global IP Networking」のテーマで「2019 大田国際 IP フェスティバル」を開催すると明らかにした。

「2019 大田国際 IP フェスティバル」は、大田では初めて開催される地域知的財産フェスティバルとして、優秀発明品の展示・体験イベントだけでなく、知的財産セミナーおよびフォーラム、IP 技術移転および技術金融支援相談など、多彩な特別行事が行われる地域最大の知的財産祭典である。

主要行事として、(1) 創業企業（※）とのリアルタイムの現場質疑応答で隘路事項を聴取し、知的財産についての気になる点や不明点を解決する現場疎通の場の「特許庁長と一緒に IP トークショー」が開かれ、(2) 知的財産に関する相談を希望する需要者と国内外の主要官民・団体所属の知的財産専門家がマッチングされる「パワーネットワーキング」には、約 250 人が参加して相互交流および綿密な相談により、実質的なビジネス関係を構築するとともに、これを基に問題解決につなげる予定である。

※忠清南道、忠清北道、世宗、大田地域の創業3年以内のスタートアップおよび創業ラボ企業家約 50 人参加

また、知的財産が国の政策および産業イノベーション戦略に及ぼす影響および役割について、国内外の知的財産専門家が議論する多様なセミナーおよびフォーラムが開催される。

さらに、韓国の知的財産情報産業の育成および活用に向けて「IP 情報サービスショー&フェア」、知的財産関連の国内外の産業および政策の主要動向を把握し、その展望から産業別のイノベーション戦略を策定する「知的財産と革新経済フォーラム」、企業間ネットワークの構築で業種別にビジネス事例を共有する「IP トレンドセミナー」が開かれる。

この他にも「グローバル技術事業化ワークショップ」、「グローバル IP 戦略セミナー」、「国家科学技術研究会 (NST) および科学技術分野出損研究所の成果拡散セミナー」など多様なプログラムが行われ、技術保証基金が主管する「中小ベンチャー企業技術移転および技術金融相談会」による IP 技術移転および技術金融支援相談も予定されている。

行事期間中には、運動用シミュレータ、ウェアラブルバッテリーなど、第四次産業革命時代の先端科学技術を観覧して経験できる多彩な体験イベントも行われる。

特許庁長は、「今回の IP フェスティバルを契機に、未来産業に対する予測と、イノベーション成長の中心にある知的財産の役割と重要性が国内的に共有され拡散することを期待する」とし、「特許庁は、韓国の中小企業が知的財産を基盤に新しい成長エンジンを創出するとともに、新たな市場、質のよい雇用を創出することで韓国のイノベーション成長をけん引することができるよう、積極的に支援する」と述べた。

2-2 特許庁、WIPO と共同で国際出願総合説明会開催

韓国特許庁 (2019. 7. 16)

海外知財権確保から紛争解決までパッケージで説明

特許庁は、世界知的所有権機関 (WIPO) と共同で、7 月 17 日 (水曜) 午前 9 時 30 分から韓国知識財産センター (ソウル市駅三洞) の 19 階大会議室で、海外進出企業および専門家、一般人を対象に「WIPO 国際出願総合説明会 (WIPO Roving Seminar)」を開催する。

国際出願の活性化や韓国企業の海外知財権保護強化のために設けられた今回の説明会では、WIPO の専門家が直接韓国を訪問し、WIPO の国際特許・商標・デザイン出願システムの長所、WIPO の特許検索エンジン (PATENTSCOPE)、商標検索エンジン (Global Brand Database) などといった検索ツールの利用方法について説明を行う予定である。

また、WIPO の国際出願サービスを利用して確保した海外知財権などに紛争が発生した場合、より迅速かつ経済的に解決できる WIPO の代替的紛争解決サービスに関する説明も行

われる予定であり、海外知財権確保から保護まで一度に分かることができる機会と期待される。

特許庁産業財産保護協力局長は、「今回の説明会を通じて、韓国企業の海外知財権確保および多様な紛争解決方法に対する理解を深める契機になることを望む」と述べた。

「WIPO 国際出願総合説明会 (WIPO Roving Seminar)」は、個人、企業、専門家など、関心のある人であれば誰でも無料で参加できる。事前登録は所属、担当業務、連絡先を記載の上、yggong1@korea.kr まで申請すれば良い。現場登録も可能である。

2-3 特許庁・中小企業中央会、中小企業の IP 競争力強化に向けた業務協約締結

韓国特許庁 (2019. 7. 18)

中小企業のガラスの天井、IP で克服する

特許庁と中小企業中央会は、7月18日(木曜、午後3時)中小企業中央会(ソウル市永登浦区)で、中小企業の IP 競争力強化に向けた業務協約を締結した。

今回の業務協約は、特許庁と中小企業中央会の協力の強化により、中小企業の優秀な IP 創出を誘導し、国内だけでなく海外においてもその価値がきちんと認められるように支援することを目的とする。

これまで、中小企業は 2015 年以降、特許出願件数で大企業を抜いて国内出願件数 1 位を堅持するなど、国内出願分野で優秀な成果を出してきた。

<年度・出願人類型別の特許出願件数推移>

(単位：件、%)

出願類型	2013	2014	2015	2016	2017	2018	割合 (2018)	2017 年比 2018 年 増減率
中小企業	37,856	41,661	45,419	46,534	46,105	47,013	22.4%	2.0%
中堅企業	11,990	11,331	10,180	10,520	10,128	10,179	4.8%	0.5%
大企業	47,005	45,986	42,649	37,020	33,568	35,240	16.8%	5.0%
内国個人	37,349	38,047	40,920	39,759	40,512	41,369	19.7%	2.1%
合計	204,589	210,292	213,692	208,830	204,775	209,992	-	2.5%

しかし、中小企業の海外特許出願率（※）は、4.3%に過ぎず、海外市場においては特許紛争にそのままさらされているのが現状である。

※国内に新規出願された発明のうち、外国にも出願した発明の割合

※主体別の海外出願率（2015年）：大企業（36.8%）、研究機関（12.3%）、大学（4.5%）、中小企業（4.3%）

また、2019年7月から特許・営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制度が施行され、IP保護が強化された一方、費用・人材などの側面から紛争対応に脆弱な中小企業は、紛争で敗訴した場合、経営上、致命的な損失を被る恐れがあるため、万全を期する必要がある。

これを受けて、両機関は業務協約書に、中小企業に対する企業群共通核心技術 IP-R&D を拡大する他、特許庁の各種 IP 保護事業に中小企業の参加を促すなど、中小企業の優秀な IP 創出および保護に向けて協力するという内容を盛り込んだ。

さらに、(1) 中小企業の IP 活動に対する税制支援の強化、(2) 特許共済事業の加入者の確保、(3) 中小企業の IP 金融サービスの利用拡大、(4) IP 基盤スタートアップ連携支援など、計 10 の協力業務の遂行に向けて特許庁と中小企業中央会が共同で取り組むことで合意した。

< 特許庁 - 中小企業中央会 10 大の協力業務 >

1. IP 基盤スタートアップ連携支援を通じた創業活性化
2. 中小企業協同組合など、企業群共通中核技術 IP-R&D の拡大
3. 中小企業協同組合および中小企業 CEO の IP 認識の向上
4. 特許共済事業の加入者確保の協力
5. 中小企業の海外 IP の保護強化
6. 中小企業の営業秘密保護体系の構築支援
7. IP 侵害・被害申告および紛争調停の活性化
8. 中小企業の職務発明補償制度の導入拡大
9. 中小企業の IP 金融サービスの利用拡大
10. 中小企業 IP 活動に対する税制支援の強化

一方、業務協約と一緒に行われた「特許庁長招請中小企業家懇談会」では、中小企業代表約 20 人が参加し、IP 政策について建議し、特許庁長が直接答弁する時間を設けた。

中小企業界は、(1) 優秀特許の事業化支援の基盤整備、(2) 特許審査の期間短縮、(3) 海外 IP 支援事業の拡大、(4) IP 金融早期定着に向けた価値評価の基盤整備などを建議し、現場の意見が積極的に政策に反映されるよう、特許庁の支援を求めた。

特許庁長は、中小企業界の建議事項に対して、「特許庁は、これからも IP が中小企業の成長をけん引することができるよう、IP エコシステム・イノベーションに取り組む」とし、「その課程で、中小企業の隘路および建議事項を迅速に改善できるように、持続的に中小企業の CEO との疎通の場を設けていく」と述べた。

これを受けて、中小企業中央会長は、「韓国の経済成長の鈍化は、イノベーション力量の低下から起因するものであり、イノベーション力量の向上のためには、IP の役割がいつもよりまして重要な時期である」とし、「我々の中小企業界もその重要性を認識し、韓国経済における新しいアイデア、そして発明とイノベーションの主役になれるよう、最善を尽くす」と述べた。

2-4 海外市場進出の橋頭堡、PCT 国際出願活発

韓国特許庁 (2019. 7. 23)

ー 直近 5 年間 (2014 年～2018 年) の特許庁受付の国際特許出願の動向を分析

特許庁によると、直近 5 年間で特許庁に申請のあった PCT 国際特許出願 (注 1) は、2014 年の 13,138 件から、2018 年は年平均 6.6% 増の 16,991 件へと大きく増加した。

このような国際特許出願の急成長は、グローバル市場における知的財産の重要性が次第に増しており、国内大企業、中小企業、大学などで海外出願に対する関心が高まっている結果と解釈される。

出願人の類型別でみると、まず大企業の出願件数が直近 5 年間で年平均 8.6% 急増して、全体の 40.3% を占めており、大企業が国際特許出願を主導していることが判明した。同じ期間の大企業の国内特許出願は、2014 年の 45,986 件から 2018 年は 35,240 件と、年平均 6.4% 減少したが、直近 5 年間の特許出願の 1,047,583 件のうち 194,463 件で全体の 18.5% となっており、大企業の特許戦略は国内市場からグローバル市場での競争力強化に注力する方向へ舵を切ったとみられる。

中小企業、個人はそれぞれ全体の 24.0%、13.4% の占有率となっており、これらの出願はそれぞれ年平均 6.0%、1.2% 増加した。これは大企業を中心に発生した海外特許紛争

が最近、中小企業へ拡大されたことで、中小企業や個人の海外進出時の特許権確保への認識が高まった結果とみられる。

大学は、直近5年間で全体の8.4%を占めたが、出願件数が年平均9.3%増加しており、大学においても海外出願に対する関心が急増していることが分かった。

直近5年間の出願人をみると、大企業ではサムスン電子(9,232件)、LG電子(8,527件)、LG化学(4,581件)の順であり、これらの企業が全体の29.4%と国際特許出願で相当な割合を占めている。特に、LG化学の場合、出願件数が大企業の年平均の増加率(8.6%)より、はるかに高い14.3%と急増していることが目立った。

一方、中小企業では、AMOGREENTECH(262件)、大学ではソウル大学産学協力団(570件)が最も多く出願した。

主要技術分野別では、直近5年間、デジタル通信(件数:8,650件、占有率:11.4%)、電気機械(6,407件、8.4%)、コンピュータ技術(5,098件、6.7%)、医療技術(4,176件、5.5%)の順となっており、これらの分野で海外市場進出のための特許出願が活発であった。

特許庁国際特許審査出願審査2チーム長は、「最近、海外出願に対する関心が高まっており、これからも国際特許出願は増加するものと予想される」とし、「韓国企業の海外での特許権確保の助けとなるよう、国際特許出願の審査サービスの改善に向けて続けて努めていく」と述べた。

(注1) 特許協力条約(PCT)による特許出願により、一つの出願書を提出することで世界の加盟国(2017年7月時点152カ国)に同時に特許を出願した効果を持つ。特許協力条約は、特許に関する海外出願の手続きを簡素化し統一化するための国際条約として、出願人は特許庁が提供する国際特許出願の審査結果を受けて、最初の出願日から30ヵ月以内に外国での現地出願の有無を決めることができる。

年度別(2014年~2018年)の国際特許出願件数

出願年度					増減	
2014	2015	2016	2017	2018	年平均	5年間比
13,138	14,594	15,595	15,790	16,991	6.6%	29.3%

出願人類型別の国際特許出願占有率および増加率

順位	国際特許出願 (5年間累計：76,108件)		
	出願人類型	2014～2018 累計	占有率
1	大企業	30,649	40.3%
2	中小企業	18,241	24.0%
3	内国個人	10,204	13.4%
4	大学	6,413	8.4%
5	中堅企業	5,752	7.6%
6	研究機関	2,910	3.8%
7	非営利法人	538	0.7%
8	外国法人	423	0.6%
9	公共機関	325	0.4%
10	公企業	314	0.4%

区分	国際特許出願					増減 (%)	
	2014	2015	2016	2017	2018	年平均	5年間比
大企業	5,252	5,644	6,173	6,267	7,313	8.6%	39.2%
中小企業	3,075	3,433	3,851	4,000	3,882	6.0%	26.2%
内国個人	1,906	2,158	2,122	2,015	2,003	1.2%	5.1%
大学	1,035	1,224	1,295	1,383	1,476	9.3%	42.6%
中堅企業	1,064	1,200	1,192	1,106	1,190	2.8%	11.8%
全体	13,138	14,594	15,595	15,790	16,991	6.6%	29.3%

上位 10 社の国際特許出願占有率および 3 社の増加率

順位	国際特許出願 (5 年間累計 : 76,108 件)		
	出願人名	2014~2018 累計	占有率
1	サムスン電子	9,232	12.1%
2	LG 電子	8,527	11.2%
3	LG 化学	4,581	6.0%
4	LG イノテック	1,105	1.5%
5	POSCO	890	1.2%
6	サムスン SDI	747	1.0%
7	ソウル大学産学協力団	570	0.7%
8	(株) アモーレパシフィック	545	0.7%
9	韓国科学技術院	452	0.6%
10	高麗大学産学協力団	449	0.6%

区分	出願年度					増減 (%)	
	2014	2015	2016	2017	2018	年平均	5 年間比
サムスン電子	1,649	1,696	1,858	1,808	2,221	7.7%	34.7%
LG 電子	1,396	1,819	1,964	1,589	1,759	5.9%	26.0%
LG 化学	827	607	792	942	1,413	14.3%	70.9%

上位 5 位の中小企業、大学の国際特許出願件数

順位	中小企業		大学	
	出願人名	2014~2018 累計	出願人名	2014~2018 累計
1	AMOGREENTECH	262	ソウル大学産学協力団	570
2	Rohm And Haas Electronic Materials Korea Ltd.	140	韓国科学技術院	452
3	DS Neolux	118	高麗大学産学協力団	449

上位 10 社の世界的な所有権機関（WIPO）技術分野別国際特許出願占有率

順位	国際特許出願 (5年間累計：76,108件)		
	技術分野	2014～2018 累計	占有率
1	デジタル通信	8,650	11.4%
2	電気機械・エネルギー	6,407	8.4%
3	コンピュータ技術	5,098	6.7%
4	医療技術	4,176	5.5%
5	オーディオ・映像技術	3,393	4.5%
6	遠距離通信	3,265	4.3%
7	電子商取引	2,770	3.6%
8	その他の消費財物品	2,549	3.3%
9	半導体	2,343	3.1%
10	有機精密化学	2,278	3.0%

2-5 特許審判院、主要事件の審決文および要旨を速報サービスで提供

韓国特許庁（2019.7.23）

「審判速報サービス、これからはメールで確認してください！」

特許審判院は、主要審判事件に対する審決文と関連事件の要旨を特許審判院のウェブサイト（www.kipo.go.kr/ipt）およびメールを通じて速報サービスで公開すると明らかにした。

特許審判院は、年間に処理される 10,000 件余りの審判事件のうち、新しい法律的・技術的な争点がある場合、または国民が関心を持ちやすいような事件を選定してサービスする予定である。

興味深い一例として、「傷口治療用の軟膏剤で有名な『Madecassol』の商標を『化粧品』に使用することができるか？」

「Madecassol」の商標は、消費者に医薬品として認識されているため、「化粧品」で商標登録しても商標として使用することができない。その理由は、化粧品法で医薬品として認識される憂慮のある表示を化粧品に使用することができないように定めているためである。

本来、商標は登録後3年間使用しないと登録の取消になるが、上記のように「化粧品法の規制により、商標を使用できない事由がある場合、登録の取消になるのか？」といった興味深い争点などを審判速報サービスで紹介する予定である。

審判結果が法院を経て確定になるまで長い時間がかかるが、審判に対する国民の関心の高まりから、審判速報サービスを導入しており、ただし、サービスで公開される事件は、法院に提訴され結果が変わることもあるため、注意が必要である。

特許審判院長は、「審判事件に新しい法律的・技術的な争点がある場合、これを国民に迅速に提供する必要がある」とし、「特許審判院では、審判事件の迅速かつ正確な処理とともに、政府イノベーションの一環として、国民に多様で有益な審判情報を迅速に提供できるよう、より努力する」と述べた。

2-6 特許庁、2019 青少年発明フェスティバル開催（7月25日～27日、KINTEX）

韓国特許庁（2019.7.24）

発明に夢中の子供たちのワクワクフェスティバル

特許庁は、発明教育による成長事例を一堂に紹介するとともに、政府イノベーションの一環として青少年発明祭典の場を設けるために、7月25日から27日までKINTEXで「2019 青少年発明フェスティバル」を開催すると明らかにした。

「発明に夢中の子供たちのワクワクフェスティバル」をテーマに開催される今回のフェスティバルは、生徒たちの優秀な発明品を展示する「大韓民国学生発明展示会」とチーム単位の創意力コンテストである「大韓民国学生創意力チャンピオン大会」と共に多彩な創意発明の体験イベントを提供する国内最大規模の青少年発明祭典である。

2019年は、開催以来初で、発明教育の恩恵から疎外されている僻村・離島の青少年と地域児童センターの児童を全国規模で募集し、発明アイデアの創出と創意的な問題解決の課程を教育する「発明サマーキャンプ」を開設する。大韓民国の青少年であれば誰でも均等な発明教育を受けられる機会である。特に、「創意力ミニコンテスト」では、特許庁長、発明振興会長、国会議員などがチームを組んで子供たちの創意力に挑戦する特別な時間も設けられる。

計9,530点の作品が出品された「第32回大韓民国学生発明展示会」では、母方の祖母の歩行補助機具の使用における不便を解消した「階段上るウォーカー」の作品を出品した

ヨンソン中学校（3年生）の生徒が大統領賞に、辰橋小学校の児童（6年生）と東灘国際高校（1年生）の生徒が国務総理賞に輝いた。大韓民国学生発明展示会では、計171点の優秀発明品が受賞され、展示を通じて斬新でユニークな学生発明アイデアが披露される。

また、イベント期間に行われる「大韓民国学生創意力チャンピオン大会」の本選大会には、地域別の予選大会を経て選抜された全国の小・中・高校生の100チームが参加して、直接会場で表現課題・制作課題・即席課題を解決し、創意力、コミュニケーション能力、協同性、完成度などを評価される。

＜大韓民国学生創意力チャンピオン大会分野＞

表現課題：与えられた課題の解決方法を状況劇などの公演で表現する課題

即席課題：即席で与えられた課題について瞬発力を発揮して解決する課題

制作課題：予め公知されたテーマに対して材料を活用して構造物などを制作する課題

また、科学探検家により「好奇心と探究」をテーマに、発明基礎知識の習得と探検に対する青少年の好奇心を刺激するメンターの特講が行われ、発明教育大賞者の優秀発明教育の体験コンテンツ（※）が展示される。

※3Dアートペンで模型物制作、拡張現実体験、模型飛行機制作

VRスポーツ体験、障害者補助機器発明品の体験など新技術の体験イベントと、ロボットコーディング、ジャンピングシューズ、スピードスタッキングなど、創意力増進のイベントが設けられており、観覧客が直接参加して楽しめる祭典となっている。

特許庁長は、「創意的で挑戦的な発明人材こそが、大韓民国のイノベーション成長の糧になるだろう」とし、「特許庁は、未来を先導する創意的・融合型の発明人材の育成に向けて、さらなる発明教育に取り組む」と述べた。

2-7 特許庁、「Start-up、Start IPキャンペーン」業務協約締結

韓国特許庁（2019.7.26）

特許庁、大韓弁理士会などIP関連機関とスタートアップのIP競争力向上に向けたキャンペーン実施

特許庁・中小企業中央会・大韓弁理士会・韓国創業保育協会・韓国知識財産協会は、7月26日（金曜、午後3時）特許庁ソウル事務所で、「Start-up、Start IP キャンペーン」の成功的な推進に向けた業務協約を締結する。

「Start-up、Start IP キャンペーン」は、業歴3年以内の特許出願の経験のないスタートアップを対象に、IP 専門家とパートナーシップを構築して、スタートアップの最初の特許出願を支援する他、知的財産に対する認識向上を目的とする。

特許庁など五つの機関が共同で参加する今回のキャンペーンは、中小企業中央会、大韓弁理士会、韓国知識財産協会および韓国創業保育協会などに所属する各分野の専門家の自発的なプロボノで行われる。

中小企業中央会は、中小企業 CEO とのネットワーク構築にスタートアップの参加を誘導し、IP の重要性と企業のイノベーション事例を発信するなど、スタートアップの成長基盤を造成する。

大韓弁理士会は、スタートアップの最初の特許確保のために、弁理サービスを提供する弁理士を募集し、スタートアップに提供される弁理サービスの品質管理を行う。

韓国知識財産協会は、スタートアップ向けの実務教育、IP 関連セミナーおよび有数企業の IP 担当者との交流機会の提供など、スタートアップの知的財産に対する理解を深める計画である。

韓国創業保育協会は、協会の保育課程に参加している企業とキャンペーン協約機関間で、キャンペーン広報および参加希望企業を共有することで、スタートアップが協約機関から IP 関連のメンタリングを受けられるように支援する。

また、特許庁は、スタートアップの成長段階に合わせた IP 投資ファンドの造成の他、IP ビッグバン・パッケージを新設（※）して、技術力を保有するスタートアップに年間1億ウォン規模の支援を行うなど、スタートアップに対する制度的な支援を大幅に強化する計画である。

※有望スタートアップの IP ポートフォリオ構築に向けた IP 権利化、特許調査分析、特許価値評価など、全分野において IP サービス支援

さらに、国際知識財産研修院の IP 教育コンテンツをスタートアップに公開し、スタートアップとの現場疎通を拡大するなど、スタートアップの知財権に対する認識向上に努める予定である。

特許庁長は、「特許庁では、知的財産がスタートアップの成長をけん引することができるよう、IP エコシステム・イノベーションの先頭に立つ」とし、「『Start-up、Start IP キャンペーン』をただの掛け声で終わらせず、国内のスタートアップに IP の重要性を発信することで、韓国のイノベーション創業の促進につながるよう、努力する」と述べた。

「Start-up、Start IP キャンペーン」への参加を希望するスタートアップは、8月2日まで各地域の創業保育センターにて申請すれば良い。

2-8 特許庁 - 調達庁、イノベーション志向の公共調達の円滑な推進に向けた業務協約締結

韓国特許庁 (2019. 7. 29)

「イノベーション志向の公共調達方策」(2019年7月2日、国務会議)の後続措置、調達-IP間の連携強化

特許庁と調達庁は、政府革新の中核課題である「イノベーション志向の公共調達方策」(2019年7月2日、国務会議可決)の後続措置の一環として、7月29日(月曜、午後5時)政府大田庁舎で、イノベーション志向の公共調達の円滑な推進に向けた業務協約を締結する。

今回の協約を通して調達庁と特許庁は、革新的技術・製品の調達市場への進出を支援すべく、革新的な調達に向けたプラットフォームの構築・運営および革新的な調達制度の運営に向けて協力する。

まず、調達庁は、特許庁が提供する AI 基盤の類似特許検索のノウハウおよび国内外の特許情報 DB を活用して需要機関がより簡単で便利に、革新的製品と技術を検索できるように、AI 基盤の革新的な調達を実現するプラットフォームを構築する計画である。

さらに、特許庁の専門家ネットワーク(特許取引専門官(※)など)を活用して、革新的な調達プラットフォームにて、イノベーション力量の保有企業と需要機関間のマッチングを支援することで、イノベーションに対する需要と供給間の不一致を解消する。

※特許取引に必要な相談、技術需要・供給者マッチング、取引仲介・交渉・契約サービスを支援する、弁理士、技術士など17人からなる専門家ネットワーク

また、特許庁と調達庁は、今回の業務協約を通して革新的な調達制度（※）の運営の際に、特許専門家を活用して、革新的な調達方策の技術専門性を強化し、革新的試作品に対する知的財産権の確保を支援する予定である。

※（1）段階的な協議による課題確定方式（競争的な対話方式）：提案業者との協議を通じて発注機関の要求を満たせる代案から課題を確定して、同課題に対する最適な提案業者を落札者として選定する入札制度

（2）革新的試作品の試験的購買事業：革新的試作品のテストを希望する需要機関に、調達庁の予算で購買した革新的試作品を提供し、需要機関はテストを実施した後、その結果を企業にフィードバックする制度

特許専門家が段階的な協議課程に参加して確定していない課題を具体化して、革新的試作品の試験的購買事業の技術評価を支援する。

革新的試作品の試験的購買事業の対象となる試作品に対しては、特許優先審査（※）を支援するなど、革新的試作品と知的財産権の連携を強化する。

※一定の要件を満たす特許出願に対して、他の出願に優先して審査する制度

最後に、特許庁と調達庁は、「調達代替可能の有無の判断ガイドライン」を提供・活用して、発明特許製品の公共調達への連携を強化する計画である。

これを通じて、発明製品の公共調達随意契約の要件である「代用品や代替品がない場合」の判断を助けることで、革新的な発明製品が公共調達市場に順調に進出できるように支援する。

特許庁長は、「イノベーション志向の公共調達方策により、革新的な発明が公共調達という心強い市場に出会い、事業初期の危機を克服することでイノベーションを続けられると期待される」とし、「特許庁が保有する優秀な特許検索技法、専門家ネットワークなどを活用して、調達市場での情報非対称の解消を支援する他、革新的試作品と知的財産権の連携を強化するなど、イノベーション志向の公共調達方策が順調に推進できるように、調達庁とより緊密に協力していく」と述べた。

調達庁長は、「今回の業務協約を通して、調達庁と特許庁が、革新的な調達を実現するプラットフォームの構築などイノベーション志向の公共調達方策が円滑に推進できるように両庁が協力できるようになった」とし、「革新的な調達に向けたプラットフォーム、革新的試作品の試験的購買制度などを通じて、これまで公共調達市場への進出が難しかった革新的技術・製品の販路を効果的に支援して、最終的に日常生活の中で国民が体感できるように、持続的に公共サービスの質を向上させていく」と明らかにした。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 特許庁、有名マスクパックの偽造商品大規模製造・流通業者取り締まる

韓国特許庁 (2019. 7. 18)

- ー いわゆる「ソン・ジュンギパック」を大量に偽造し、国内外のオン・オフラインで無差別流通
 - ー 200 億ウォン相当の偽造商品 607 万点を押収、製造・流通業者 10 人を立件

#1988年に設立され、業歴31年のカラーメイク専門の国内中小企業のF社は、2019年初、国内外の取引業者から2017年4月頃、既に生産および販売中止された自社の「7DAYS マスクパック」が国内の有名オンラインショッピングモールおよびベトナム現地の店舗で普通に販売されているという通報を受けた。

オンラインで検索すると、2016年5月から2017年4月まで1年間、F社が有名俳優のソン・ジュンギ氏と広告契約を結んで1個当たり3,000ウォンで販売したいわゆる「ソン・ジュンギパック」をそっくりコピーした偽造商品が1個当たり300ウォンから600ウォン程度の低価で有名オンラインショッピングモールのあちこちでダンプ販売されていた。

F社は、今回の事件により、これまでカラーメイク分野で国内外の業界および消費者との間で築いてきた信頼と企業イメージが大きく損なわれただけでなく、肌に使用する化粧品であるだけに消費者の被害も深刻である可能性があると特許庁産業財産特別司法警察（以下、特司警）に捜査を依頼した。

特司警は、有名俳優のソン・ジュンギ氏を製品のイメージモデルにし、国内外で高い人気を博した「7DAYS マスクパック」（いわゆる「ソン・ジュンギパック」）を大量に偽造

し製造・流通させた A 氏（53）など 10 人を商標法違反の疑いで立件し、偽造完製品および半製品約 607 万点を押収したと 7 月 18 日、明らかにした。

F 社の「7DAYS マスクパック」は、某地上波テレビのドラマ出演により、国内のみならず海外でも人気の高い韓流スター「ソン・ジュンギ」氏がイメージモデルのマスクパックであり、2016 年 5 月に販売初日だけで香港、ベトナム、タイなどと 100 万枚の輸出契約を結んだヒット製品である。

国内の化粧品大手で 10 年以上研究員として勤務した A 氏は、「7DAYS マスクパック」製品の企画を終え、製造・流通先を探していた F 社に接近して、OEM（相手先ブランド製造）契約を締結し、契約が解除された後も、商品形態と包装、商標など、外観は同一だが、品質は低品質の偽造マスクパックを継続して製造し流通させた疑いが持たれている。

正規商品マスクパックは、月曜日から日曜日まで火山灰、馬油、海ツバメの巣の抽出物などそれぞれ違う 7 つの成分が曜日別に添加されることに対し、A 氏などが製造した偽造マスクパックは、生産コストを抑えるためにこれらの成分が添加されていないだけでなく、シワの改善と美白のために含まれるべき必須成分がほとんど入っていないことが判明した。

また、偽造マスクパックは、他の会社を使い残した原料を使っており、曜日別に色と香りだけを違うように製造し、正規商品の価格の 10 分の 1 水準の低価で国内のオンラインおよび中国、ベトナムなどの海外に販売したことが明らかになった。

また、流通販売商の B 氏（35）は、A 氏と共謀し、製品原料である充填液の供給を受けた後、他の流通業者らを募集し偽造商品を製造・納品した疑いが持たれており、その他の C 氏（45）、D 氏（50）なども国内外製造および総販売権を持っていると書類を偽造し、偽造商品の製造を依頼したり、直接製造して国内外に流通した疑いが持たれている。

一方、A 氏は F 社の製品以外にも 2017 年に国内の他の中小企業のマスクパック製品（約数億ウォン相当）を偽造・流通させ、商標法違反の処罰を受けた前科もあることが判明した。

特許庁は、京畿道の平澤および金浦一帯で偽造マスクパックが製造されているという通報を受けて、周辺の産業団地を中心に聞き込み捜査を行い、臨時倉庫を借りてマスクパックを製造する現場を摘発し、偽造マスクパックの完製品および半製品など全量を押収した。

今回押収された物品は、完製品、充填液（エッセンス）、包装パウチ、製造機械など計 607 万点余り（正規商品価額約 200 億ウォン相当）に達し、押収だけで 5 トントラック 16 台が動員されたが、これは特司警が発足された 2010 年から 2018 年まで押収した物品の合計が約 510 万点であることを考慮すれば、物量面で特司警における史上最大の規模である。

特許庁産業財産保護協力局長は、「正常な生産および流通管理がされていないだけでなく、成分確認もまともにされていないまま、製造・流通される偽造マスクパックは、韓流化粧品品質に対する国際的な信頼度およびイメージダウンにつながるだけでなく、消費者の安全および健康に直結する偽造商品の流通行為に対しては強力な処罰が下されるよう、厳正に捜査する」と明らかにした。

特司警は、このような産業財産権関連捜査を約 10 年間行ってきた捜査ノウハウを基に、2019 年の初めから捜査範囲が拡大された特許・営業秘密・デザイン侵害事件も特許庁の技術の専門性を十分発揮して解決することで、国民の権利保護に万全を期す計画である。

特許、営業秘密、デザインなど産業財産権関連侵害の申告は、特許庁産業財産調査課（電話 042-481-5812）または、産業財産侵害申告センター（www.patent.go.kr:7078）まで。

3-2 特許庁、3 ヶ月間の取り締まりでオンライン模倣品 54,000 件余りを販売中止措置へ、4,189 億ウォン相当の消費者被害予防効果！

韓国特許庁（2019. 7. 23）

- ー 模倣品流通の多いブランドは、グッチ 1 位、ルイヴィトン 2 位
- ー SNS などオンライン上での商品購買には、細心の注意が必要

#1. 出産と同時に育児のために仕事を辞めた 30 代前半の女性 A 氏は、インスタグラム、ネイバーバンド、カカオストーリーなどの SNS を通じて知人と関心事を共有し、生活の話もよく交わしている。最近は、ショッピングもオープンマーケットだけでなく、SNS もよく利用するが、掲示された商品の中で、フォローした友達の「いいね」の件数やリプライが多いと、疑いなく購買した。しかし、4 月から特許庁の「オンライン模倣品在宅モニタリング団」に就職してから考え方が変わった。SNS 分野を担当する A 氏が 6 月までの 3 ヶ月間、模倣品と疑われる掲示物を摘発した件数は約 600 件に達する。これまで何の疑いもなく正規商品と思い購買していた商品がいわゆる「模倣品」の場合があまりにも多くて、これから知人らに SNS での商品購買はできるだけ控えるように、また、よく確認した上で購買するよう呼びかけるつもりである。

#2. 一度も模倣品を購入した経験はないが、SNS 分野のモニタリング団に採用された 40 代後半の B 氏！「模倣品モニタリングに、やり甲斐を感じる。自分がモニタリングしたアカウントが削除されたという知らせを受けて、嬉し過ぎて歓声を上げながら仕事したことが何度もある。会社と国に微力ながら貢献できるということに誇りを持っている。模倣品流通の根絶に一端を担っており、仕事で幸せになる」と話した。

特許庁は、オンライン上の模倣品流通の予防に向けて、4 月から 3 ヶ月間「オンライン模倣品在宅モニタリング団」110 人を投入して、54,084 件の模倣の疑いのある掲示物を摘発し、販売を中止させたと明らかにした。

特許庁は、模倣の疑いのある掲示物削除による消費者の被害予防の効果は、最低 4,189 億ウォン（※）に達すると明らかにしたが、オンラインでの一日の平均取引件数およびオンライン販売者数などを考慮して 1 個の掲示物で最低 5 個の模倣品が販売されていると推定している。

※消費者被害予防効果（4,189 億ウォン）＝ 販売中止（54,084 件）された模倣靴、衣類、靴など（正規商品価額の平均 154.9 万ウォン）の正規商品価額計（837.8 億ウォン）
× 模倣品の掲示物 1 個当たり平均販売量（5 件、2018 年時点）

モニタリングの結果、オンラインでの模倣品の流通が多いブランドは、グッチ、ルイヴィトン、シャネルの順だったが、これらのブランドはオンラインだけでなく、オフラインにおいても伝統的に模倣品の流通が多いブランドとして知られている。

商品別では、靴 17,421 件、衣類 12,098 件、靴 11,882 件などが全体の 76.5% を占めており、私たちの日常生活において必ず必要でありながら他人の視線を惹きつけるような品目で模倣品の供給が多いことが判明した。

一方、本格的な夏のバカンスシーズンを前に、紫外線カットの効果など、消費者の安全にかかわるサングラスを集中的にモニタリングした結果、4,405 件の模倣の疑いのある商品が見つかり、販売中止措置を取ったが、国内ブランドを模倣した製品も少なくなかった。

国内外の商品権者らは、「これまでにオンライン上の模倣品流通による被害が相当であったが、特許庁が 2019 年から新しく開始した『オンライン模倣品在宅モニタリング団』の運営により、企業活動に大きく役立っている」と明らかにした。

特許庁関係者は、オープンマーケット、ポータルのカフェおよびブログ、SNS などオンラインマーケットの所々で行われている模倣品流通の行為に対して、消費者に細心の注意を呼びかけた。

特に、オープンマーケットに比べて捜査機関の取り締まりおよびオンライン事業者の取引の監視が難しい個人と個人の取引などにより、カフェ、ブログ、SNSなどで国内外の有名ブランドを購入する場合、模倣品である確率が高いとし、きめ細かく確認する必要があると話した。

また、インターネットショッピングのみならずオープンマーケット、ソーシャルコマース、SNS などオンラインを通じて製品を購入する際に、「正規商品比シンクロ率 100%、イミテーション、A 級、正規商品と同一、完璧再現、自主製作」などの文句や、「～スタイル、～風、～タイプ、～レプリカ」などの文句を記載して販売する場合は、ほとんどが模倣品と判断した方がよいとした。

特許庁産業財産保護協力局長は、「オンライン上の模倣品流通の取り締まりに、モニタリング団が重要な役割を担っており、オンライン事業者も販売中止の要請に応じて掲示物を削除している。しかし、これからはオンライン事業者に対しても、自社のプラットフォームにて模倣品が簡単に流通されないようにサービス利用の制限・停止またはアカウントの削除など、模倣品販売者への措置をさらに強化するとともに、常習販売者については特許庁産業財産特別司法警察に告発して立件されるように、協力をお願いします」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4-1 外国人の商標出願、持続的に増加している！

韓国特許庁（2019. 7. 16）

国別では米国、日本の順

外国の企業と個人を含む全体の外国人の韓国での商標出願が持続的に増加している。

特許庁によると、過去 10 年間（2010 年～2019 年 3 月）で、外国人が韓国に 223, 779 件の商標を出願したことが明らかになった。

これは、同じ期間の韓国全体の商標出願の 1,517,626 件の 14.7%に該当する占有率である。

年度別にみると、2010 年は 18,270 件だった出願件数が、2018 年は 29,795 件へと大きく増えており、外国人の出願の増加傾向が規模面で続いていることを示す。

国別でみると、TM5 (※) 国家を中心に商標出願が多かった。

※TM5 (Trade Mark 5) : 商標分野の五つの先進特許庁 (韓国・米国・欧州・日本・中国)

これまで、韓国に商標を出願した 159 ヶ国のうち、TM5 国家を含む上位 10 ヶ国が 187,093 件を出願しており、全体の出願件数 223,779 件の 83.6%と絶対的な占有率となっている。

その中で、米国が 57,810 件と、韓国に最も多く商標を出願しており、次いで日本が 33,847 件、中国が 30,908 件、ドイツが 16,453 件の順であった。

外国人が韓国に商標出願を多く行った主要品目は、携帯電話など生活密接型商品である。

外国人の出願が多かった上位 10 品目は、携帯電話など電子機械器具、衣類、化粧品、医薬品といった主に生活に密接する商品であり、計 120,841 件を出願した。

これは、全体の出願件数 223,779 件の 54%に達するものであり、このような品目に商標出願が集中される理由としては、商品のトレンドの変化が早いなど、生活密接型商品の主な特性から「新製品の開発と販売」が多かったためと分析される。

特許庁商標デザイン審査局長は、「外国人の韓国での商標出願の持続的な増加は、グローバル市場において韓国がブランドの成功可否を判断する有効な市場となっており、韓国経済の規模の拡大によるもので、これからもこの傾向は続くだろう」と述べた。

その他一般

5-1 統合プラットフォームで進化する車両の計器盤

韓国特許庁 (2019.7.18)

AVN 機能、生体認識機能が計器盤に

車両の計器盤は、スマートカー、コネクテッドカー、自律走行車の登場に伴い、走行速度、エンジン回転数、燃料量、各種警告灯などの基本情報を表示する機能に、先端の運転者補助システム（ADAS）などの具現に必要なスマート機能が加え、統合プラットフォームとして進化している。

特許庁によると、過去10年間（2009年～2018年）の車両の計器盤関連の特許出願は、年平均34件（計341件）と、比較的一定に維持される一方、計器盤にスマート機能を統合する技術が全体の出願で占める割合が2009年の13%から2018年は76%に大きく増加した。

出願人のうち、完成車メーカーが占める割合は、2009年の29%（11件）から2018年も29%（8件）と、過去10年間で大きな変化がなかったが、部品業者の特許出願の割合には大きな変化があった。伝統的に計器盤を供給する専門業者の特許出願は37%（14件）から3%（1件）へと大きく減少した一方、計器盤に様々なスマート機能が統合されたことで、IT業者を含む非専門業者の出願が5%（2件）から52%（15件）へと大きく増加した。

過去10年間で、スマート機能統合技術に関する出願134件のうち、オーディオ、ビデオおよびナビゲーション（AVN）機能の統合が43%（58件）と、最も大きな部分を占めており、次いでスマートフォンとの通信機能統合16%（22件）、運転者の視線方向、居眠り状態などを判断する生体認識機能統合13%（17件）、ヘッドアップディスプレイ（HUD）機能統合10%（13件）の順となった。

過去10年間の全体の出願341件を発明の解決課題という側面からみると、運転者の利便性を考慮する技術が47%（161件）と最も大きな割合を占めており、運転者の感性（視聴覚）を満足させる技術が34%（115件）と相当な割合となっている他、製品の生産性および安定性を高める技術は19%（65件）となった。

運転者の感性を満足させるための技術としては、計器盤が室内のインテリアを際立たせる核心的な要素という点で重要な意味を持ち、計器盤の内部照明の構造を改善して視認性を高める技術と、デザイン的な要素を加味して商品性を高める技術が主流となっており、最近ではデジタルクラスターにより、別途のメガネがなくても3D映像を具現する技術が出願されている。

特許庁自動車融合審査課長は、「次世代デジタルクラスター（Digital Cluster）またはデジタルコックピット（Digital Cockpit）と呼ばれる統合プラットフォームの開発に、

自動車メーカーや IT 業者が競って乗り出している」とし、「これから、様々な機能を統合・制御する車両の計器盤の技術研究や特許出願が活発に行われるだろう」と述べた。

5-2 夏のキャンプ、ロマンに特許をプラス！

韓国特許庁 (2019. 7. 25)

主要キャンピング用品関連の特許出願動向分析

「キャンプの季節」を迎えてキャンピング用品に対する関心が高まる中、キャンピング用品 (※) 関連の特許出願が活発であることが判明した。

※7大 キャンピング用品：テント、スリーピングバッグ、キャンプマット、バーベキュー用品、虫除けグッズ、ランタン、テーブル・椅子

特許庁によると、過去9年間 (2009年～2017年) のキャンピング用品関連の出願件数は633件で、それ以前の9年間 (2000年～2008年) の出願件数 (295件) に比べて2倍以上増加しており、1999年までの出願件数 (191件) に比べても大幅に増加したことが分かった。特に、キャンピングブームがあった2009年から出願件数が増加し始めて、2013年に急激に増加 (※) した後、現在もこの傾向が続いている。

※ (2012年) 48件 → (2013年) 91件

これは、余暇活動に対する社会的な関心の高まりとキャンピング市場 (※) の成長に伴い関連企業と個人の特許に対する関心が増加したためとみられる。

※ (2016年) 1兆5千億ウォン → (2017年) 2兆ウォン (GKL 社会貢献財団、2019年5月)

技術分野別では、やはり「キャンピングの醍醐味」といえるバーベキュー用品 (グリル) が330件 (29.5%) と最も多く、テント278件 (24.8%)、ランタン156件 (13.9%)、キャンプマット118件 (10.5%) の順と調査された。

詳細では、水との化学反応熱を利用して、バーナーがなくても調理が可能な調理容器 (86件)、酷寒と酷暑期にもキャンピングを楽しめる冷暖房機能を兼ね備えた機能性マット (44件)、スマートフォンと連動してリアルタイムの天気情報を反映して照明を調節するスマートランタン (16件) など、「利

便性」と「機能性」を強化した特許出願が主流となっている。

また、若いキャンピング族の間で必須用品として脚光を浴びているテレスコピック型ムードランプ（※）、畳められるコッヘルおよび紙製の鍋、どこにも簡単に付着可能なランタン、背もたれのある畳める座布団なども順調に出願されている。

※外観の筋目部分を広げたり畳んだりできるため、拡張と変更が可能なムードランプ

一方、個人による出願の割合が非常に高く、その中でも特に 30 代、40 代の年齢における出願が最も活発なことが分かった。

個人による出願が 75.1%（※）と圧倒的に多く、その次に中小企業が 20.0%を出願しており、個人と中小企業が大半（95.1%）（※※）を占めた。

※（個人出願割合）全体技術分野 34.9%（2017 年）比キャンピング用品 75.1%
※※（キャンピング用品分野の出願人類型別）個人（75.1%）、中小企業（20.0%）、外国企業/個人（2.0%）、大学/研究機関（2.0%）、大企業（1.0%）

年齢別では、30 代（19.6%）、40 代（38.4%）が 58%と、全体の過半数を超えており、キャンピング利用者で大多数（74.8%）（※）を占める同年齢代において、特許出願も最も活発であることが分かった。

※（キャンピング利用者年齢別分布）20 代（16.5%）、30 代（45.2%）、40 代（29.6%）、50 代（6.6%）、60 代以上（2.1%）（GKL 社会貢献財団、2019 年 5 月）

特許庁事務機器審査課長は、「これからも、キャンピング用品関連の特許出願は、より利便性と機能性に焦点を当てた出願が行われるだろう」とし、「キャンピング産業の規模が持続的に成長傾向にあるだけに、特許を通して市場を確保するためのさらなる努力が必要である」と述べた。

5-3 金属 3D プリンティング特許出願、2013 年比約 7 倍増加

韓国特許庁（2019. 7. 29）

製造業におけるイノベーション成長の起爆剤、金属 3D プリンティング特許出願急増！

2016年、GEが航空機エンジンの燃料ノズルに金属3Dプリンティング技術を適用して量産に成功した後、製造業のイノベーションを先導する「金属3Dプリンティング」技術を先取するための競争が熾烈になっている。

金属3Dプリンティング技術は、3D設計データを2D断面データに分割した後、分割された2D断面データに基づいて多様な積層方式により、「金属素材」を一層ずつ積層して3次元の形状を制作する技術として、製造業のパラダイムを変える中核技術として注目されている。

特許庁によると、オバマ前米国大統領の一般教書演説を契機に、3Dプリンティング技術に対する関心が高まり始めた2013年の出願件数は11件に過ぎなかったが、2014年は42件、2015年は62件、2016年は79件、2017年は125件と急増した。2018年は71件と2017年に比べて成長ぶりが多少低調したものの、2013年比で約7倍増加したことが判明した。

出願人を類型別でみると、中小企業が159件で40.8%を占めており、外国企業25.9%（101件）、政府出損研究所17.9%（70件）、大学7.9%（31件）、個人およびその他7.4%（29件）の順であり、国内の中小企業と政府出損研究所の割合が相対的に高くなっているが、これは金属3Dプリンティング技術の先取のために、政府主導の研究開発費の投資を拡大したためと分析される。

技術別でみると、「装置技術」が88.2%（344件）、金属3Dプリンティング装置を利用して多品種少量のオーダーメイド型の金属部品などを制作する「応用技術」が11.8%（46件）と、「装置技術」の割合が大半を占めているが、これは金属3Dプリンティング関連の源泉特許の満了（注1）により、国内の中小企業を中心に独自の「装置技術」の確保に取り組んだ結果と分析される。

「装置技術」を積層方式に分類してみると、伝統的に最も知られるパウダーベッド溶融・焼結（PBF）方式および直接エネルギー溶着（DED）方式がそれぞれ51.7%（178件）および15.1%（52件）と66.8%の割合となったことが分かった。一方、金属部品の製作後に、別途の焼結工程を必要とする接着剤噴射（BJ）方式および材料圧出（ME）方式もそれぞれ19.2%（66件）および10.5%（36件）と、全体の出願件数の29.7%の少なくない割合を占めていることが判明したが、これは焼結工程の成熟と高価レーザーの未使用により、オフィス環境で安全かつ簡単に使用することができるオフィス型の低価の金属3Dプリンティング技術が脚光を浴びているためとみられる。

特許庁応用素材審査課長は、「金属 3D プリンティング技術は、製造業のイノベーションを先導する次世代の中核技術として注目されているだけに、伝統的な方式の金属 3D プリンティング技術はもちろん、オフィス型の低価の金属 3D プリンティング技術といった新しい分野の特許ポートフォリオも体系的に構築することで、知的財産権の先取による製造業のイノベーション成長の土台を作っていく必要がある」と述べた。

(注 1) 代表的な金属 3D プリンティング技術であるパウダーベッド溶融・焼結 (PBF) 方式の源泉特許は 2014 年 8 月満了

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/ipnews/archive.html> をご覧ください。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、ジェトロソウル事務所 知財チーム (電話 : 02-739-8657/FAX : 02-739-4658 e-mail : kos-jetroipr@jetro.go.jp) までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用 (本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます) により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行 : ジェトロソウル事務所 知財チーム